

教職員の懲戒処分等について

令和8年9月11日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立中学校 事務主任 (31歳)	減給10分の1 1月	令和5年度から令和6年度までの間において、学校諸費会計等に係る不適切な事務処理を行い、51,226円の未返金及び250,098円の未徴収金を発生させた。また、学校諸費会計等の事務処理の進捗を尋ねられた際に、不適切な事務処理を隠蔽するため、学校諸費現金受領書の学校控を偽造した。さらに、未徴収金について、自らの金銭を用いて徴収済みの現金であるかのように見せかけ、校長に虚偽の報告をした。 これらのことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

※ 上記の事案が発生した所属の校長については、職員への指導・監督が不十分であったため、厳重注意の措置を講ずるよう、令和8年9月11日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 槇原 雄太郎
(電話) 082-513-4924
(内線) 4924
(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp